

寡婦福祉資金の貸付けを希望される方へ

◆寡婦福祉資金とは

寡婦の生活の安定と、その子の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。
資金の種類、貸付限度額は「母子・父子・寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

◆この貸付けを利用できる方は

- 1 寡 婦
寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、現在、配偶者のいない方をいいます。
- 2 子が20歳に到達した後に夫と死別や離婚などをした、40歳以上の女子の方で、現在配偶者のない状態にある方
- 3 子をもったことがなく、夫と死別や離婚などをした、40歳以上の女子の方で、現在配偶者のない状態にある方
- 4 40歳以上の配偶者のない女子が扶養している子等

（注）寡婦または40歳以上の女子で児童を扶養していない方については、前年の所得（1月から5月まで月までの間に申請する場合は前々年の所得）の額が203万6千円以下の方に限って貸付けの対象となります。

◆連帯借主

子（被扶養者）のための3種類の資金（修学資金、就学支度資金、修業資金）については、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の方が「借主」、子が「連帯借主」になり、連帯して債務を負います。

◆連帯保証人

- ・ 事業開始・事業継続・技能習得・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・結婚資金については、原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸付となります。
- ・ 連帯保証人は、申請時の年齢が原則として60歳未満で、かつ、償還期間終了時の年齢が70歳未満であり、次の優先順位で連帯保証人をお願いします。
①県内居住親族、②県外居住親族、③県内居住知人等
- ・ 本資金を借入中の方は、他の本資金借入申込者の連帯保証人（相互保証）になることはできません。また、既に本資金を滞納されている方の連帯保証人になっている場合も、連帯保証人になることができません。

◆貸付けの決定は

- ・ 提出された貸付申請書や添付書類を審査するとともに、面接を実施し、その結果を貸付審査会に諮り、その結果を参考にして住所地を管轄する県厚生環境事務所長（支所長）が決定します。
- ・ 現在の収入で十分生活が可能であり、本制度を利用するまでもなく必要な経費を賄うことができる場合、償還金年額（他の借入金を含む。）が申請時の年収の25%を超える場合等事例によっては、貸付できない場合があります。また、貸付額を精査した結果、貸付申請額全額を貸付できない場合があります。

◆償還の方法は

原則として、口座振替払による月賦償還で、元利均等償還です。

◆ご注意ください！滞納すると・・・

- ・ 借主、連帯借主、連帯保証人に対し、文書、電話、面接、自宅訪問により督促、履行を請求します。
- ・ 償還期限に遅れると、法令により年3.00%の違約金が発生します。
（例：10万円の返済が1年遅れた場合、3,000円の違約金を支払っていただきます。）
- ・ 広島県では、滞納になっている一部の債権について債権回収業務を民間会社へ委託しています。

あなたの償還金が次に借りる方への資金になります。

◆貸付申請に必要な書類は

貸付申請に必要な書類は、次のとおりです。個々の事情により書類を追加していただくことがあります。ご了承ください。

- 1 貸付申請書（借主についてはマイナンバーを記入していただく必要があります。）
- 2 申請者及び連帯借主については戸籍謄本及びマイナンバーが記載されていない住民票（世帯全員の記載があるもの）、連帯保証人については本籍入りの住民票
- 3 申請者及び連帯保証人の所得証明書（市町村民税課税証明書、所得が明示されているもの）
- 4 個人情報に関する同意書
- 5 各資金ごとに次に掲げる書類

《共通》各資金の必要経費が確認できる書類

資金の種類	添付書類
事業開始資金	事業開始計画書（事業資金見積書、官公署への申請書または許認可書の写し、事業所の平面図を含む）及び保証意思宣明公正証書
事業継続資金	現事業を明らかにする書類、事業継続計画書（事業資金見積書、官公署の許認可書の写し、決算書の写し、事業所の平面図を含む）及び保証意思宣明公正証書
修学資金	在学証明書、入学許可書の写しのうちいずれか一つ
技能習得資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ
修業資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ、（自動車運転免許取得の場合）就職見込証明書
就職支度資金	就職決定（見込）書、（通勤用自動車購入の場合）運転免許証の写し、自動車購入に関する見積書
医療介護資金	医療・・・診断書（医療を必要とする期間及び概算医療費（患者の負担となるもの）などを記載したもの） 介護・・・介護保険対象分の利用者負担額等が記載された書類、償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類、見積書等
生活資金	技能・・・在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ 医療、介護・・・医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類、介護を受ける期間を証明する書類 生活安定・・・母子家庭の母となって7年未満の者であることを証明する書類等 失業・・・公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し 家計急変・・・養育費、給与明細、帳簿、通帳等、家計急変後の収入額がわかる書類
住宅資金	新築、補修（保全・増改築） 住宅新築、補修（保全・増改築）計画書、所有関係を明らかにする書類 建築確認通知書の写し、住宅を新築する土地の権利関係を証する書類 住宅購入 売買契約書の写し、売主の権利関係を明らかにする書類（登記簿謄本等） 平面図及び位置図、資金計画 購入する住宅が借地上のものである時は賃貸人の賃借権の譲渡又は転貸の承諾を証する書類
転宅資金	賃貸借契約書、使用承諾書の写しのうちいずれか一つ
就学支度資金	入学通知書、合格証明書、入学許可書の写し、在学証明書のうちいずれか一つ
結婚資金	婚姻することを証する書類

- 6 その他知事が必要と認める書類

◆貸付けについての窓口は

住所地の市町役場です。

申請書が提出されてから資金交付（振込）までに約1か月～2か月かかります。

貸付対象になるか、まずはお早めにご相談ください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

(令和7年10月20日現在) 広島県

貸付金の種類	貸付対象	貸付内容	貸付金額の限度		継続資金の 貸付期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	条件 (利率)	違約金
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 注1) 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要 な設備、什器、機械 等の購入資金	1回につき 1回につき	3,580,000円 5,370,000円 (団体) ※複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の 限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	—	貸付の日から 1年	7年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	延滞元 利金 額につ き年三 パーセ ント(令 和2年3 月31日 以前は五 %、平成 27年3月 31日以前 は一〇・七 五%)
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	現に営んでいる事業を 継続するために必要な 運転資金等	1回につき	1,790,000円	—	貸付の日から 6か月	7年以内		
修学資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母の不在児童等 寡婦等の被扶養者	高等学校、高等専門学 校、短期大学、大学、 大学院又は専修学校に 修学させるために必要 な資金(授業料、書籍 代、交通費等)	※学校種別・学年別は右表のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学している児 童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した ことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくな った場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額。		修学の期間中	修学終了後 6か月	10年以内 (専修学校の 一般課程 5年以内)	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	自ら事業を開始し、又は 就職するために必要 な知識技能を習得する ために必要な資金	月 額 必要に応じて、一括して貸付けられることもできる。 (81万6千円が限度) (自動車運転免許を習得する場合	68,000円 460,000円)	習得期間中 の5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
修業資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母の不在児童 寡婦等の被扶養者	児童や子が、事業を開 始し、又は就職するた めに必要な知識技能 を習得するための資金	月 額 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の 3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの 給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算 した額 (高校3年在学時に就職が決定した児童が自動車運転免 許を習得する場合	68,000円 460,000円)	習得期間中 の5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母の不在児童 寡婦等	就職するために必要な 資金(被服購入費等)	1回につき (自動車購入	110,000円 340,000円)	—	貸付けの日から 1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦等	医療又は介護を受ける ために必要な資金	医 療 (所得税非課税 介 護	340,000円 480,000円) 500,000円	—	医療又は介護期間 終了後6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識技能を習得してい る間、医療若しくは介 護を受けている間、ひ とり親家庭になって間 もない(7年未満)者の 生活を安定・継続する 間(生活安定期間)、又は 失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な資 金	《技能習得》月 額 141,000円 必要に応じて一括して貸し付けられることもできる。 (423,000円が限度) 《その他》月 額 114,000円 必要に応じて一括して貸し付けられることもできる。 (342,000円が限度) (生計中心者でない場合 月額76,000円)		知識・技能習 得期間中の5 年以内又は医 療介護を受け ている期間中 の1年以内又 は離職した日 の翌日から1 年以内	知識・技能習得期間 又は医療・介護を受 ける期間又は失業貸 付期間終了後6か月	20年以内 (技能習得) 5年以内 (医療介護) (失業中)	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% ※養育費取得のための裁 判費用の場合(12月相 当)は、保証人無の場合 も48万円以内は無利子 (生活安定貸付期間に係 る貸付けの無利子範囲 額の累計が96万円を超え ない範囲に限る。)	
	母子家庭の母となつて 7年未満の者 父子家庭の父となつて 7年未満の者		月 額 114,000円 (貸付合計273万6千円以下) 必要に応じて一括して貸し付けられることもできる。 (342,000円が限度) (生計中心者でない場合 月額76,000円) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月 分を一括貸付(1,368,000円を限度)できる。		貸付を受け始 めておおむね 3ヵ月以内	貸付期間終了後 6か月	8年以内		
	母子家庭の母 父子家庭の父	家計急変者が、児童扶 養手当の支給が開始さ れるまでの生活安定・ 維持するのに必要な経 費	児童扶養手当 相当額	貸付を受け初 めておおむね 3ヵ月以内	貸付期間終了後 6か月	10年以内			
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	住宅を建設、購入、補 修、保全、改築、又は 増築等するのに必要な 資金	1回につき (災害、老朽等による増改築等	1,500,000円 2,000,000円)	—	貸付けの日から 6か月	6年以内 (特別7年以内)	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	住宅の貸借に際し必要 な資金(敷金、前家賃 等)	1回につき	260,000円	—	貸付けの日から 6か月	3年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童等 注2) 父子家庭の児童等 父母の不在児童 寡婦等の被扶養者	児童や子の入学、修業 施設への入所に際し必 要な資金(被服購入費 等)及び大学等受験料	小 学 校 64,300円 中 学 校 81,000円 〔小・中学校の就学支度資金については、所得税 非課税世帯の場合に限る。〕 自 宅 自宅外 150,000円 160,000円 私立の高等学校等 注3) 410,000円 420,000円 修業施設 注5) 272,000円 282,000円 国公立の大学等 注6) 420,000円 430,000円 私立の大学等 注7) 580,000円 590,000円 専修学校 (一般課程) 150,000円 160,000円		—	小学校・中学校…児童 が満15歳に達した 日の属する学年を終 了後6か月を経過す るまで その他…修学又は修 業の終了後6か月を 経過するまで	10年以内 (専修学校(一般課 程)以外の就学) 5年以内 (専修学校(一般課 程)) (修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	児童や子の婚姻に際し 必要な資金	婚姻する者1人につき	330,000円	—	貸付けの日から 6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	

学校種別・学年別修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位:円)

学校等種別			学年別				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等 専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	
	私立	自宅通学のとき	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	
		自宅外通学のとき	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学のとき	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学のとき	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学のとき	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学のとき	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学のとき	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校 (一般課程)			54,000	54,000			



※修学年限が**上記表**の学年を超える場合は、「相談窓口」でご相談ください。
※予備校は、貸付対象から除かれます。
※**上記表**括弧内：修学する児童等を扶養する父母等に対する修学資金の貸付については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合

注1) 寡婦等とは、寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子をいう。
注2) 児童等とは、母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童とかつ同時に扶養している20歳以上である子を含む。
注3) 国公立の高等学校、専修学校(高等課程)
注4) 私立の高等学校、専修学校(高等課程)
注5) 高等学校卒業者が入所する場合(中学校卒業者が入所する場合は、「高等学校等」に準じて取扱う)
注6) 国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
注7) 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)